# 地域公共交通活性化·再生総合事業実施要領

平成20年 2月29日 国総計第101号 改正 平成20年11月26日 国総計第 70号 改正 平成21年 2月25日 国総計第 92号

この実施要領は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱(平成20年2月29日 付国総計第100号、以下「補助要綱」という。)に定める地域公共交通活性化・再生総合事業費 補助金の交付等地域公共交通活性化・再生総合事業の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の趣旨・目的

地域公共交通は、経済社会活動の基盤であり、住民の移動手段の確保、地域活性化、環境問題への対応等我が国の重要な諸課題のためにも、その活性化・再生は喫緊の課題である。一方で、地域においては、交通空白地帯の出現等地域公共交通を巡る状況は非常に厳しい状況にある。

このような状況を受け、平成19年度には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)が制定され、地域の合意形成による地域公共交通総合連携計画の策定等地域公共交通活性化・再生に向けた環境整備を図ったところである。

このため、同法の趣旨・目的を確実に確保することを目的として、地域公共交通総合連携計画の策定の促進、同計画に基づく事業の具体化の確実な実現等のため、地域公共交通活性化・再生総合事業により、地域におけるバス、乗合タクシー、鉄道、旅客船、航空等の各事業、公共交通利用促進活動等多様な取組みをパッケージで総合的に支援することにより、地域の合意に基づく、創意工夫のある主体的な地域公共交通活性化・再生の取組みを促進するものである。

# 2. 地域公共交通活性化・再生総合事業計画等の策定について

1. の趣旨・目的を踏まえ、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の円滑かつ確実な実施を確保するため、連携計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初(最大3年間)において、特に、同法第6条に基づく協議会が、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用しつつ、取り組むこととする事業について、計画的かつ効率的・効果的な実施を促進するため、地域公共交通活性化・再生総合事業計画を策定することとする。なお、地域公共交通活性化・再生総合事業計画には、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して地域がめざすこととする目標を、地域の合意として具体的に定めるとともに、同計画について、適切な効果の評価を行う等により、地域の多様な関係者による真の協働を促進するとともに、効率的・効果的な取組みを促進することとする。

また、地域の真のニーズ等を踏まえた、効果的な連携計画の策定を促進するため、地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画を策定することとする。

## 3. 補助事業の採択等

(1) 地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事

務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。)又は地方航空局長の認定を受けた地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業について予算の範囲内で補助するものとする。

- (2)地域の公共交通の活性化・再生の総合的な推進のためには、地域公共交通活性化・再生総合 事業は、地方バス路線や離島航路、離島航空路線、地方鉄道に対する支援方策と連携して活用 されることが適切である。
- (3) 地方公共団体、道路管理者、港湾管理者が自ら整備する乗継施設、停留所・待合所整備、駐車場・駐輪場整備等については、補助対象としないものとする。

ただし、地方公共団体が、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金以外の国の補助 金又は交付金等(地方交付税交付金を除く。)を受けない場合はこの限りではない(道路管 理者、港湾管理者として事業を実施する場合は除く。)。

### 4. 補助金の交付

- (1) 一の補助事業に係る下限額は100万円とする。
- (2) 交付申請書の添付書類

補助要綱様式第1別紙欄外に記載の「その他補助金の交付に関して参考となる書類」とは、 以下のものとする。

- ① 事業の概要がわかる資料(実証運行(運航)路線図、施設の見取図面、システム概要等)
- ② 補助対象経費に係る消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない 場合はその旨を記した理由書
- (3) 実績報告書の添付書類

補助要綱様式第7別紙欄外に記載の添付書類については以下のとおりとする。

- ①「補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類」とは、以下のものとする。
  - ア. 車両購入の場合 納品書・自動車検査証の写し、写真等
  - イ. 車両以外の物品の購入、施設・設備整備の場合 納品書の写し、写真等事業の実施を 証する書類
  - ウ. ア. イ. 以外の場合 業務完了報告書・調査結果報告書等事業の実施を証する書類
- ②「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱において、別表中「補助金の額の確定」の欄に規定する額を明らかにした書類」とは、以下のものとする。
  - ア. 車両・物品の購入、施設・設備整備の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の 写し等
  - イ. 実証運行(運航)の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の写し、収支計算書 及び輸送実績に関する書面等
  - ウ. ア. イ. 以外の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の写し、補助事業に 係る収入がある場合には収支計算書等
- ③「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、補助事業に係る契約先からの領収書の写し等とする。ただし、添付できない場合は後日提出することも可とし、この場合においては、補助事業実施主体の確約書を添付すること。

- 5. 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価
  - (1)地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価(自己評価)等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し、評価結果を通知するとともに、必要に応じて、地域公共交通総合連携計画の策定に関する助言等を行うこととする。
  - (2) 地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価(自己評価)等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとする。

なお、事業計画を見直した場合、法定協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等又は 地方航空局に提出し、地方運輸局長等又は地方航空局長の認定を受けることとする。事業計画 を見直さない場合、法定協議会は、初年度に認定を受けた事業計画どおりに次年度も事業を実 施する旨、地方運輸局長等又は地方航空局長に通知することとする。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価(自己評価)等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行うこととする。

- (3)地域公共交通活性化・再生総合事業(地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく 事業及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業)に関する二次評価を実施する 際には、各地方運輸局等において、各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評 価委員会を設置することとする。
- (4) 二次評価の結果を含む事後評価の結果については、毎年2月末までに、地方運輸局等から国 土交通省総合政策局へ提出することとする。
- (5) 上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び法定協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則 (平成20年 2月29日 国総計第101号)

・この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成20年11月26日 国総計第 70号)

・この要領の一部改正は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則 (平成21年 2月25日 国総計第 92号)

・この要領の一部改正は、平成21年度の補助金から適用する。ただし、5.(2)の規定(「又は地方航空局長」に係る部分を除く。)は、平成20年度の補助金から適用する。